

食品の放射性物質簡易検査内容の一部変更及び今後の課題について

1 検査内容の一部変更について

(1) 検出限界について

①変更理由

現在は、検出限界（セシウム137・セシウム134合計）の目安40Bq/kgとしているが、食品中の放射性セシウムの基準値が平成24年4月1日から変更になり、一般食品については500Bq/kgから100Bq/kgに引き下げられたことや、市民から「検出限界をもっと低くしてほしい」という要望があることから検討をした結果、次のとおり変更する。

②変更内容

検出限界（セシウム137・セシウム134合計）の目安を40Bq/kgから25Bq/kgに変更する。

根拠 厚生労働省の「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」で定める技術的性能要件に合わせる。

対応 【検査方法】測定器メーカーが新しく開発したマリネリ容器（測定の感度を上げる形状）を使用し、現在の時間配分（一件あたり50分／一日7件）で実施する。

※実験により、30～40分の検査時間で検出限界が25Bq/kg以下（セシウム合計）になることを確認済み。

但し、ハロープラザ（箒根出張所）については、検査時間についても変更する。

（詳しくは、(2) のとおり）

【スケジュール】5月21日（月）検査分から変更予定

(2) ハロープラザ（箒根出張所）の検査時間変更について

①変更理由

ハロープラザにおいては、検出限界を下げるのに他の検査場所と比較して時間が長くなるという傾向があった。このことについて、測定器メーカーに問い合わせたところ、空間放射線量が高い場所ではそのような現象が起こるという回答だった。

また、同じ検体（玄米、ほうれん草）を用いて本庁、塩原支所、ハロープラザで測定実験をしたところ、同じ時間で検査した場合、他の場所と比較し、検出限界が12%程度高いことが分かった。

マリネリ容器を使用した場合でも、検出限界を25Bq/kg以下にするためには検査に50分程度要することから、次のように変更する。

②変更内容

1件あたりの検査時間を50分（結果説明を含め70分）とし、一日の検査件数を5件とする。

※(1)及び(2)の現行との比較は別紙1のとおり

2 今後の課題について

市民や測定ボランティアからの意見・要望を踏まえ、次の課題についてプロジェクトチーム及び関係課と調整しながら検討する必要がある。

①検査対象者について：別荘所有者等を対象にするかどうか検討する。

②検査対象品について：土壌、堆肥、おがくず、焼却灰、薪、しいたけの原木、水等を対象にするかどうか検討する。

③設置場所について：検査場所により検査数に偏りがあり、4台の測定器を有効に活用できていない状況を改善するため、測定器の集約などについて検討する。

④検査結果の公表について：公表の方法や時期について検討する。

⑤運営体制について：将来的に、市民団体が主体になって運営していく方法について検討する。